

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（32）

2011年12月27日

松山地方裁判所 御中

採択協議会の「答申」と異なる教科書を採択したことは、違法であること

1. 「採択協議会の報告に拘束される」こと

(1) 原告らのこれまでの主張のまとめ

被告準備書面（1）の4頁には、

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として・。（中略）・・・審査、驚関又は調査のための機関を置くことができる（地方自治法第138条の4第3項）とあり、執行機関は、この附属機関の答申について、尊重をするが拘束をされないと一般的には解されている。

ところが、採択協議会は、何らかの法律又は条例に基づき設置された附属機関ではない。法律又は条例によって設置される附属機関であっても、その答申に拘束されることはないのであって、これらを根拠にせず設置された採択協議会の報告に拘束されるいわれはない。

つまり、教育委員会は、採択協議会から受けた報告を一つの重要な判断材料とし、最終的に採択の決定をすることとなるが、その決定は、教育委員会の裁量権の範囲内で行われるものであり、原告らが準備書面（1）第2の2で主張するような報告どおりの採択をする責務を有する事務的な手続といったものではない。

とある。

「附属機関の答申について、尊重をするが拘束をされないと一般的には解されている」との被告主張を採用した場合においても、本件は、ここで示された一般的な附属機関としての「答申」と異なり、教科書採択における採択協議会の「報告（以下「答申」という）」は、実体的には「答申」に拘束される（詳細は、原告準備書面（16）の21頁～28頁）。

また、被告は、「答申について、尊重をするが」「教育委員会は、採択協議会から受けた報告を一つの重要な判断材料とし、最終的に採択の決定をする」と述べているが、本件採択審議において、「答申について、尊重」も、「教育委員会は、採択協議会から受けた報告を一つの重要な判断材料とし、最終的に採択の決定」も行っていない（詳細は原告準備書面（17）、証拠の同採択審議の会議録（甲5号証）、採択協議会が作成した平成22年度使用教科書調査報告書（甲1号証）、同協議会の報告書（甲3号証）、平成18年度使用教科書調査報告書（甲2号証））。
このように、被告らの主張と本件採択審議の実体は全く異なる。つまり、被告今治市及び今治市教育委員会は、事実とは異なる主張、虚偽の主張を行っており、本件採択は、違法である。

2. 被告証拠乙12号証が示す本件採択の違法性

被告証拠説明書（2011年10月14日付け）の「執行機関が、附属機関の答申に拘束されないことを明らかにする」との証拠乙12号証には、次のように記載されている。

諮問をした機関は、法的にはその答申の内容に拘束されないが、できるだけ尊重すべきものである。

諮問に対する議会の答申意見は尊重されるべきであるが、必ずしも常に長はそれに絶対的に拘束されるということではない（昭26. 7. 17）。

仮に、被告のこの主張を採用した場合でも、証拠乙12号証には、「できるだけ尊重すべきものである」「答申意見は尊重されるべきである」との条件が示されている。つまり、全くフリーハンドで、教育委員らの独自の評価で決定を行ってもよいということにはならない。すると、採択協議会の「答申」にどの程度の「拘束力」があるのか、教育委員らにどの程度の裁量権があるのかとい

うことになる。よって、次にそれを検証する。

(1) 本件採択は、裁量権を逸脱している

本件採択が、裁量権を逸脱しているか否かを判断するものとして、少なくとも次の2点が重要な審査項目となるであろう。

①どの程度、採択協議会の「答申」を尊重したのか

つまり、本件採択審議において、具体的にどの程度、採択協議会の「答申」などに示された本件教科書の調査資料に基づく審議が行われたということである。これについては、原告準備書面（17）で述べ、その証拠を示したように、「答申」について全く実体的審議が行われていない。つまり、①を満たす審議が行われず、「答申」は全く尊重されていない。

②「答申」と異なる教科書を採択した合理的・客観的理由が存在するのか

「答申」と異なる教科書を採択した理由が、合理的・客観的であるのか、それを判断する基準が必要である。たとえば、最高裁は、いわゆる「愛媛玉ぐし料訴訟」の大法廷判決（平成4（行ツ）156 損害賠償代位）（第51巻4号1673頁 1997（平成9）年4月2日）において、次のような基準を示している。

当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

これは、憲法20条3項にいう宗教的活動であるか否かを判断する際の

基準として示されたものである。ここに示された判断基準のベースを他の裁判においても判断基準としても採用していると思われる。

つまり、「当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく」「当該行為の行われる意図、目的及び当該行為の背景意識の有無、程度」「当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮」「社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」ということなどである。

そこで、本件扶桑社版歴史・公民教科書が、「答申」と異なる教科書と採択した理由が、「採択目的」に即して「客観的」であるのかを検証してみる。

採択の目的は、検定を経た教科書から、子どもたちに最も適した教科書を選ぶことである。

この目的を果たすために、教科書を選定するために、採択協議会に教科書を調査研究するために、各教科の教科書を、同教科を専門とする教員が教科書を調査研究し、資料を作成する（平成22年度使用教科書調査報告書 甲1号証）。また、本件採択地区の全ての教員が、それぞれの専門とする教科の教科書を、教科書を展示しているところに出かけ、専門教科の教科書を調査研究し、どの教科書を使用するのが適しているのかとの観点から、それを報告し、それをまとめた資料を作成される（平成18年度使用教科書調査報告書 甲2号証と39号証）。同じく、愛媛県教委が作成した選定資料もある。

校長会・教頭会・保護者の代表で構成されている今治地区採択協議会（採択協議会）では、上記した現場の教員らが教科書を調査研究した資料及び現場の教員らの声（現在使用している教科書に対する問題点の指摘などがない）を理由に、現在学校で使用している教科書（歴史：東京書籍、公民：日本文教出版）が望ましいと今治市・上島町教育委員会へ答申していた。なおこの協議のなかで、下記のように扶桑社版歴史教科書の具体的な批判などが述べられていた。

- ㊦（扶桑社版歴史教科書は）民衆の視点ではなく、為政者の視点に立っている。
- ㊧歴史を脚色することなく事実をきちんと伝える教科書がよい。
- ㊨教育委員会で決定する際にも、そういう現場の声を重視していただければありがたい。

採択協議会では、これらの資料に基づき、今治市教委に本件「答申」甲3号証）を行ったのである。採択協議会での協議内容は、証拠甲4号証のとおりで、はっきりと本件採択した扶桑社版の問題点を指摘している（答

申は、証拠甲 3 号証、採択審議会会議録は、証拠甲 4 号証)。

つまり、採択協議会は示した「答申」は、極めて客観的な採択資料であるということになる。

一方、本件採択審議は、「教育基本法の理念に則った視点からの各教育委員らの意見」もなく、また「学校教育法」「学習指導要領に示す目標」「今治市教科書採択基本方針」「今治市教育委員会基本方針」にも則らず、「教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき」、独断かつ「恣意的な」、採択理由で、本件扶桑社版教科書を採択し、「答申」と異なる教科書を採択した合理的かつ客観的理由は全く示されていない(詳細は、主として原告準備書面(17)のとおり)。

つまり、②の条件も全く満たしておらず、「答申」と異なる教科書を被告今治市教委が採択した理由には、合理性も客観性も全く存在しない。

③本件扶桑社版教科書は、子どもたちに適切な教科書ではない

しかも、原告準備書面(9)及び同(13)並びに証拠甲36号証(高嶋伸欣琉球大学名誉教授の意見書)では、本件扶桑社版歴史教科書の問題点の指摘し、同準備書面(31)では、本件扶桑社版公民教科書についての問題点を指摘し、これらの教科書は、日本国憲法及びそれに基づく戦後民主主義教育原理に反しており、「子どもの人権条約」、憲法第26条、および「北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決(1976年5月21日)」に反し、子どもたちにとって適切な教科書ではなく、採択目的にも反する。

④教育委員らは、独自の評価に基づく採択を行う条件を満たしていない

この点についても、原告準備書面(1)で詳細に述べたとおりである。本件採択の際の採択対象教科書数は、135冊(9教科73種)であった。小田委員長自身が、「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理である」と発言しているように、教育委員は、全ての教科書を比較しながら読む物理的時間もなく、また、教科書を選ぶために必要な専門的知識・経験を満たしていない。

そのことは、「ヤンキー先生」として知られる本件扶桑社後継版育鵬社教科書を支援している義家弘介参院議員(「教科書議連」事務局長)さえも、次のように述べているように明白である。

教育委員が、すべての教科書を細かく熟読、比較検証し、児童・生徒の現状も考慮して、数多の教科書の中から最良だと思える一冊をそれぞれが選び、民主的手続きの中で採択する、なんて作業ができるわけがない。…教員出身の私でさえ専門教科の社会科以外、完全に理解して採択に臨んだとは到底言いがたい。本当の意味で判断できるのは、実際に日々子どもと向き合っている、その教科を専門とする教員以外にいない。（会員制月刊誌『MOKU』2011年6月号 証拠甲62号証）

つまり、教育委員らは、独自の評価に基づく採択を行うために不可欠な条件を満たしておらず、教育委員らは、先に示した教員らの調査研究資料に基づく「答申」に則った採択を行う必要がある。ゆえに、原告準備書面（16）の21頁～28頁で詳細に述べたように、教育委員らは、実体的に採択協議会の「答申」に拘束されるのである。

結語

以上のように、採択協議会の「答申」と異なる教科書を、教育委員らの独自の評価に基づき採択した本件採択は、

- ㉠ その採択審議において、採択協議会の「答申」について尊重した形跡は全くなく、
- ㉡ 「答申」に対する実体的審議さえも全く行ってもおらず、
- ㉢ 本件扶桑社版歴史・公民教科書は、採択の目的に反し、子どもたちに適した教科書あるとも言えず、
- ㉣ 「答申」とは異なる教科書を採択した理由にも、同教科書を選定・採択した合理的・客観的理由は全く存在せず、
- ㉤ しかも、教育委員らには、教科書を独自の評価に基づき、教科書を選択し、採択するために不可欠な条件をも満たしていない。

以上のように、被告今治市教委が行った本件採択は、裁量権を大きく逸脱した違法な採択である。

以上

添付資料

- | | | |
|---------------|-------------------------|-------|
| 1, 証拠甲 6 2 号証 | 会員制月刊誌『MOKU』2011 年 6 月号 | 各 1 通 |
| 2, 証拠説明書 | | 各 1 通 |